

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪西公共職業安定所外10件電源増設工事 大阪市港区南市岡1-2-34外 R4.7.1~R4.8.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.7.1	株式会社東和総合サービス 大阪市西区新町1-28-3	9120001085532	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条2号	2,172,500	1,857,900	85.5%					
2 高槻宿舍Hクッキンググヒーター更新工事 高槻市別所中の町2-8 R4.7.1~R4.10.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.7.1	株式会社トラスト 岸和田市西大路町21-6	7120101047888	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条2号	2,451,900	2,388,100	97.4%	-	-	-	-	
3 茨木公共職業安定所3階会議室空調機更新工事 茨木市東中条町1-12 R4.7.8~R4.8.12	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.7.8	株式会社トラスト 岸和田市西大路町21-6	7120101047888	別紙1参照	3,362,700	3,168,000	94.2%	-	-	-	-	
4 大阪労災特別介護施設防災設備機器更新工事 堺市南区城山台5-2-1 R4.7.25~R5.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.7.25	ニッタン株式会社 関西支社 大阪市中央区本町2-1-6	3011001017236	別紙2参照	19,605,300	14,960,000	76.3%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	茨木公共職業安定所3階会議室空調機更新工事
随意契約によることとした理由	茨木公共職業安定所の3階会議室に備え付けられている個別空調機4台について、令和4年7月4日に稼働しないという不具合が生じた。原因は室外機の故障であるが、空調保守業者によると故障個所の特定ができないとのこと。また、当該空調機は製造から21年以上経過しているため、メーカーの部品保有期間が終了しており、室外機の故障個所によっては部品の取替による修繕ができないので、空調機の更新が必要となる。なお、今後気温が30℃を超える日が続くことから、大会議室において雇用保険説明会や各種セミナーを実施するにあたり、来庁者と職員の健康状態に悪影響を及ぼしかねないことから早急に更新することが必要となる。よって会計法29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当することから、随意契約とした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労災特別介護施設防災設備機器更新工事
随意契約によることとした理由	<p>本件の設備は、設置後25年を迎え、故障率が増大するとされる15年～20年を大きく超過しており、突然の故障、不具合が発生するリスクが高い。補修用部品は製造中止により入手不可能となっているため、故障時には修理することもできず、防災上極めて危険な事態となることから、至急、更新する必要がある。</p> <p>更新対象機器は、残置する端末機器と相互接続するため、既存品と同一メーカー品でなければならない。当該機器は、電子精密部品が多用されており、半導体不足の影響で、納期遅滞及び供給不足が続いている。メーカーによれば、現時点で6か月程度の納期が見込まれるものの、時機を逃せば次回納期の目途はたたない状況である。前記のとおり、至急更新する必要があるところ、契約が遅滞すれば、製品調達の機会を逸するおそれがある。</p> <p>したがって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号二により随意契約することとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	